

レンタルサーフボード利用規約

このレンタルサーフボード（以下「サーフボード」という。）は、上総一宮観光案内所（以下「当案内所」という。）が管理運営しています。この利用規約は、お客様（以下「利用者」という。）がサーフボードを利用するにあたり、遵守していただく事項について規定しております。このサーフボードをご利用する場合は、この規約を遵守していただくことになります。

1. 利用申込み

利用申込みは下記のいずれかの方法で行うことができます。

- (1) 当案内所窓口で申込み
- (2) 電話予約
- (3) Eメールでの予約

貸出手続きの際、利用申込書兼誓約書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証など）と一緒に提示してください。身分証明証は、複写させていただきます。

利用申込みは高校生（または16歳）以上の方に限らせていただきます。中学生以下（15歳未満）の場合は保護者の同伴が必要です。

また、利用申込書兼誓約書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。ご予約の場合、変更・取消はお早めにご連絡ください。なお、ご予約の予定時間を過ぎた場合は取消をする場合がありますのでご了承ください。

2. 個人情報の利用

本サービスの利用に関連して当案内所が知り得た個人情報については、当案内所が別途定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとします。

3. 利用料金 (税込)

仕 様	利用料金
サーフボード	2,000 円

※利用料金は半日単位（4時間）の料金となっております。

4. 利用時間

利用時間は、8：30 から 16：30 までです。

利用は1日毎（営業時間内）で日を連続して利用することはできません。

また、連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎるなど、当方で悪質と判断した場合には、所管警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

5. 利用条件

貸出・返却とも営業時間内（8：30 から 16：30）に行ってください。

お一人様に同時に複数のサーフボードを貸出することはできません。

6. 貸出・返却時のサーフボード状態確認

貸出の際は、利用者の前でサーフボードの状態を確認し、異常がないことを双方で確認します。

返却の際も同様、双方による状態確認を行う。

7. サーフボードの故障・損傷

利用中にサーフボードが故障した場合は、直ちに利用を中止し、当案内所までご連絡下さい。

利用者に起因するサーフボードの故障（通常の利用における小さなキズは除く）の場合、修理代金は利用者にてご負担いただきます。

利用者に起因しサーフボードに修理不能な損傷を与えた場合は、該当するサーフボード代金を利用者にてご負担いただきます。

当案内所が貸出しているサーフボードで使用者がその他第三者に損害を与えたとしても、当案内所は一切の責任を負いません。

8. サーフボードの盗難・紛失

利用中にサーフボードから離れる場合は、必ず盗難防止の措置をとってください。

利用中にサーフボードの盗難に遭い、若しくは紛失した場合は速やかに申出てください。

サーフボードを放置した等利用者に起因する盗難・紛失の場合は、利用者にはサーフボード代金をお支払いいただく場合があります。

9. ケガ・事故処理について

利用者が利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置を取るとともに、当案内所へ事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。

事故についての示談・協議が必要な場合には、利用者自らの責任において行ってください。

当案内所が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、当案内所が被害を被った場合には、利用者にはその損害賠償を請求することがあります。

10. 禁止事項

利用者は次の行為をしないでください。

- ①飲酒してからの使用。
- ②サーフボードの改造。
- ③サーフボードの上に座る。
- ④利用中に当該サーフボードの破損を認めた上での使用を継続する行為。
- ⑤利用申込者以外の第三者に使用（転貸）させること。

11. 貸出の拒絶又は取消

貸出期間が暴風雨等の悪天候時、若しくはそれらが予想されるとき。

その他の理由で適当ではないと判断したとき。

12. 初心者・初級者の利用

海や波に関する知識がない者の単独での利用は大変危険です。初心者・初級者の方はお申し出いただき、積極的にサーフィン教室（民間）をご利用下さい。

利用中の事故、トラブル等についての責任は当案内所では一切負いかねます。